

I. 基本方針

介護老人施設は、介護保険法、老人福祉法及び関係法令に基づき、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各多床室・ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう介護サービスの提供に万全を期するものとする。

II. 平成 29 年度重点目標

1. 透明性の高い安定的かつ継続的な事業経営
2. 職員育成と研修の充実
3. 標準化されたサービス管理と高品質サービスの提供
4. 福祉施設機能の地域発信、名木地区との協力体制強化
5. 介護職員の処遇改善と介護人材の確保
6. 技能実習生の受け入れ事業の推進

III. 各サービス指針

1. 介護サービス

①基本ケアの充実

- ・サービス提供の共通理解により、基本的ケアの高品質化と標準化を図る。

②QOL を追求した個別ケアの提供

- ・利用者の「生きがい」「幸福感」といった心の豊かさを追求し、利用者の状況に応じたケアサービスの提供を行うことにより誰もが暮らしやすい環境の整備を行う。

2. 健康・医療サービス

- ①利用者の状態変化と医療ニーズに応じた健康管理とケアの提供・利用者の医療に対する意向と状態把握に努め、嘱託医師、地域医療機関との連携により、医療ニーズに応じたケアの提供体制を整備する。

②感染症対策、衛生管理

- ・対応マニュアルの作成や職員教育を含め、感染症の予防、蔓延防止の取り組みを行う。
- ・感染症対策について、他機関との情報交換、情報収集により、協力・連携して適正に対応する。

3. 栄養・食事サービス

①食事の理念・方針

- ・地産地消を前提にしたバラエティに富む献立の提供を心がけます。
- ・身体状況により形態を考慮し口から食べる事を支援し続けます。
- ・食事摂取によって心身ともに健康に過ごし施設での生活の質の向上に寄与します。

②利用者の状況及び意向に応じた食事提供

- ・嗜好調査を行い日常の食事内容、雰囲気作りに反映させるとともに季節に応じたものや、楽しみのある行事食を提供する。利用者個々の希望、思いに応える食事提供を目指す。

③安全な食事、衛生管理の強化の徹底

- ・異物混入事故や食中毒の防止のため、調理過程の安全を確保する。
- ・感染性胃腸炎等の感染症蔓延防止のため、食事提供における対策を強化、徹底する。

4. 支援相談（マネジメント）サービス

①ケアマネジメント及びサービス提供体制の整備・強化

- ・職種間連携、情報共有をすすめ、全体の基盤強化とケアマネジメント体制の強化を図る。
- ・利用者との面談、意見交換を多く保ち、その意向や要望の把握とサービスへの反映に努める。
- ・在宅利用者が安心して利用できるよう、提供体制の強化を図り、また意向に応じたサービス内容を明確化する。

②ターミナルケアの発展

- ・サービス指針、理念に沿い、提供方法や各専門職の役割をより明確化し、マニュアルの見直しと提供体制の強化を図る。
- ・事例の振り返りや研修活動を通じ、死生観、人の尊厳、ケア全体について理解を深める。
- ・利用者との信頼関係の向上に努め、意向確認をすすめるとともに、ケアに対する共通理解の形成をより意識的に行う。

③リスクマネジメントの強化

- ・介護事故の分析、検証を行い事故発生状況の把握により介護事故を未然に予防する。
- ・介護事故の予防策、安全な介助方法等について理解を深めることにより、職員個々及び全体の介護技術向上を図る。
- ・利用者からの意見や要望、不満を積極的に把握し、それぞれ適正に対応する。また不満、苦情については、安心して挙げられる環境作りに努め、真摯な姿勢で対応する。
- ・精神的・身体的に苦痛を与える行為を早期に発見し、利用者の権利を守るため改善に努める。

IV. 事業実施計画

◆施設サービス ユニット型・従来型（特別養護老人ホーム）

（1）透明性の高い安定的かつ継続的な事業経営

- ① 安定的な事業経営を目指し、無駄な支出がないよう業務の見直しを図る。
 - ・ 月次収支分析—改善計画—改善実施—評価を効果的に行う。
- ② 利用率97%の確保
 - ・ 利用申込者の状態把握に努め、空床発生時は利用者の早期受け入れを行う。
 - ・ ユニットケアを通しての家庭的個別ケアを中心に、心身の状況等に応じて要介護状態の軽減または悪化の防止に努める。
- ③ リスク管理機能を強化する。
 - ・ 適切な情報管理を行い、利用者の権利利益を守る。
 - ・ サービス提供、事業運営にかかるリスクに対し、職員個々が常時高い意識をもち、その予防・管理に努める。

（2）職員育成と組織機能強化

- ① 職員の自主性を尊重し、計画性を持って職員育成に取り組む。
 - ・ 職員の自主的な行動を推奨し、介護資格取得によりキャリアアップを図り介護職員としての自覚を持った職員の育成に取り組む。
- ② 職員個々の役割と責任を明確にし、組織の機能強化を図る。
 - ・ 職員同士、職種、職域間の共通理解を図り、機能・役割分担を明確に行い、連携したチームケアに重点を置く。

（3）標準化されたサービスの提供

- ① 提供サービスの標準化
 - ・ 利用者個々に日常提供しているサービスを見直し、明文化する等、標準サービスとして明確に共有化する。
- ② サービス管理機能の強化
 - ・ Plan(計画)、Do(実施)、Check(評価)、Act(改善)を実行し、サービスの提供状況を常に評価・把握し、介護サービスの質の向上を目指し日々活動を継続する。
- ③ 情報の公開
 - ・ 高品質なサービス或いは透明性の高い事業経営の実践を利用者に知ってもらうために情報の公開に努める。

(4) 福祉施設機能の地域発信、地域・名木地区との協力体制強化

- ① 事業方針や事業運営状況について、積極的に情報発信を行う。
 - ・施設機能を有効に活用してもらえよう地域の方々と積極的に交流を図り、また情報交換を行う。
 - ・定期的に広報誌“名木の風”を発行し、利用者様の日常の様子をご家族等に提供します。
- ② ボランティアの積極的な受け入れ
 - ・地域のボランティア活動の普及推進に協力するため、より多くのボランティアを受け入れる。
- ③ 地域における公益的な取組
 - ・地域との情報交換を通して「地域に必要とされる施設」を目指し、公益的な事業の取組みに努める。
- ④ 災害時に備え、訓練等を実施し職員の防災意識の高揚を図る。
 - ・施設内の防災組織の強化を図り、近隣住民と共に検討し防災協力体制の構築を図る。

◆在宅サービス

(1) 短期入所生活介護

- ① 安定的・継続的な事業展開
 - ・新規利用者或は再利用者を積極的に受け入れ稼働率向上に努める。
- ② 個別サービスの充実
 - ・利用者ニーズの把握に努め在宅生活の充実を意識しながら、施設機能を活かし個別的なサービス提供を行いサービス提供基盤の安定化を図る。

(2) 通所介護

- ① 安定的・継続的な事業展開
 - ・新規利用者の積極的受け入れと利用キャンセルへの対応について検討し、目標平均利用者数（1日）18名以上を確保する。
 - ・サービス提供体制の維持、強化に努め、多様な地域・利用者ニーズに対応する。
- ② 提供サービスの質の向上とその標準化
 - ・1日が利用者にとって最善の日になるよう日ごろより考え、サービスの質の向上に努める。
 - ・サービスの向上は資質の向上と考え、職員研修、職員の育成に取組み、関係機関との連携を強めることで基本サービスの基盤の強化を図る。
 - ・サービス提供状況を把握し、目標設定を行い、質の高いサービスを明確にし、標準化する。
- ③ 特徴あるサービスづくり
 - ・多様化する地域、利用者のニーズに対応し、利用者が充実した時間を過ごせるか常に検討し特徴のある体制の整備を図る。
 - ・利用者及び関係機関からの意見、要望をサービス提供に反映するよう、意見交換や情報収集、情

報提供を積極的に行う。

(3) 居宅介護支援事業所

① 安定した事業運営

- ・ 総合支援事業への移行が予想されているが、目標を給付管理数30件、予防受託8件とし、安定した給付管理数の確保のため、月々の管理数、新規利用者状況について確認を行う。
- ・ 業務内容を見直しその効率化を図る。
- ・ 関係書類の適正管理、保管を行う。

② 質の高いケアマネジメントと関係機関との連携

- ・ 研修活動への積極的参加等、自己研鑽に努めサービスに反映する。
- ・ 地域包括支援センターと連携し、地域ネットワーク作りに参加していく。
- ・ 地域関係機関、サービス事業所との連携強化を図る。